

香川地方最低賃金審議会  
第2回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和4年8月3日 14:00 ~ 15:20		
開催場所	高松サポート合同庁舎 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨	<p>1 最低賃金に関する基礎調査結果の概要について事務局より説明した。</p> <p>2 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額924円（76円引上げ）            根拠：昨年も主張した「誰もが1,000円」を早期に目指すことを基本とし、一般的な企業の経営計画から3年が相応と考えている。今年度は2年目であることから、差額152円（1,000円－848円）を2年間で解消するとなると、1年間の引上げ額は、152円÷2年＝76円である。</p> <p>労働者側：第2回提示額 提示なし</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額859円（11円引上げ）            根拠：コロナの影響は業種によるが、影響がある業界については、目安額は高い。原材料費の高騰などもあり、厳しい業界には負担である。最低賃金を引き上げる必要はあるが、大幅な引き上げは困難。            令和4年賃金改定状況調査結果の「第2表事業所の平均賃金改定率」の賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計の産業計のCランクの1.2を現在の最低賃金額848円に乗じて、少数点以下を切り上げて11円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 時間額861円（13円引上げ）            根拠：令和4年賃金改定状況調査結果の第4表①の産業計、男女計のランク計の賃金上昇率1.5を現在の最低賃金額848円に乗じて少数点以下を切り上げて13円とした。所得、社会保険の扶養控除の枠内で働きたい人がいるが、最低賃金が上がると、賃金総額は変わらないが、労働時間が減少することになり、労働力不足となる。</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和4年8月4日10時00分から開催することを確認した。</p>		